

第三者評価結果入力シート（自立援助ホーム）第4期受審期

種別	自立援助ホーム
----	---------

①第三者評価機関名	(一社)Ricolab.
-----------	--------------

②評価調査者研修番号	SK2021082 H1801062
------------	-----------------------

③施設名等	
名称	樹の下ホーム
施設長氏名	志村 亜希子
定員	6名(男2、女4)
所在地(都道府県)	埼玉県
URL	https://npovukinosita.jimdofree.com/
【施設の概要】	
開設年月日	2013/6/1
経営法人・設置主体(法人名等)	特定非営利活動法人 結
職員数 常勤職員	3名
職員数 非常勤職員	2名
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士
上記有資格職員の人数	2名
有資格職員の名称(イ)	保育士
上記有資格職員の人数	1名
有資格職員の名称(ウ)	児童指導員
上記有資格職員の人数	2名
施設設備の概要(ア)居室数	7部屋(利用者用)
施設設備の概要(イ)設備等	事務室、仮眠室、LDK

④理念・基本方針	<p>(1) 基本理念 児童は、児童憲章、児童福祉法、子どもの権利条約の趣旨・精神にそって養育されねばならない。また、職員は施設で生活せざるを得ない児童の心情・処遇に共感と受容の姿勢で臨み、児童が自己肯定感を育むように養育しなければならない。「児童は、人として尊(とうと)ばれる」(児童憲章)・・・私たちは、一人一人がかけがえのない存在としての人間です。動物の世界は弱肉強食の世界です。人間の世界は、赤ちゃんや老人、障害を持つ人等、立場の弱い人が大事にされる社会でなければなりません。人は、その歴史の中で営々(えいえい)と、共に生きてゆくことを、または違いを認め合うことを求めてきました。それは人類の共通の願いとして希求(ききゆう)してきたものです。だから、私たちは人間の尊厳は決して侵さないこと、強い者が弱いものを侵(おか)さないこと、辱(はずかし)めないこと、そのために問題は全て話し合いで解決することを目指します。</p> <p>(2) 基本方針 児童福祉法に基づき、厳しい養育環境にある、全ての子どもに対し、安全、安心な環境を提供すると共に望ましい支援を行い、より良い発達を保証し、子どもの健全育成に寄与する事を目的とする。</p>
----------	--

⑤施設の特徴的な取組	<p>自立援助ホームでは「働きながら自立を目指す」ことが基本とされていますが、樹の下ホームでは入居を必要とする若者が置かれている個々の状況に寄り添い、それぞれのニーズに合わせて、支援の幅を広げてきました。入居者が安心安全な環境で将来にむけて生活を送れるために、常に情報収集、更新、関係機関と連携は大切にしています。自立援助ホームに入居したことで高校や進学などを諦めることがないよう、就学支援、進学支援にも対応できるよう開設当初から力を入れています。</p>
------------	--

⑥第三者評価の受審状況	<table border="1"> <tr> <td>評価実施期間(ア) 契約日(開始日)</td> <td>2024/10/31</td> </tr> <tr> <td>評価実施期間(イ) 評価結果確定日</td> <td>2025/3/11</td> </tr> <tr> <td>前回の受審時期(評価結果確定年度)</td> <td>—</td> </tr> </table>	評価実施期間(ア) 契約日(開始日)	2024/10/31	評価実施期間(イ) 評価結果確定日	2025/3/11	前回の受審時期(評価結果確定年度)	—
評価実施期間(ア) 契約日(開始日)	2024/10/31						
評価実施期間(イ) 評価結果確定日	2025/3/11						
前回の受審時期(評価結果確定年度)	—						

⑦総評	<p>◇特に評価の高い点</p> <p>○「さまざまな関係機関や関係者とのネットワークを構築しながら、子ども一人ひとりの自立支援の充実や、ホームの専門性のさらなる発揮・地域貢献を目指して取り組んでいる」 子どもの自立支援に向けてホームの職員の関わりだけでなく、就学支援や就労支援、生活支援等、さまざまな外部の関係機関・関係団体と協力しながら取り組んでいる。また、開設後まもなく要保護児童対策地域協議会に参加したり、県内のホーム長会の定例開催、さらには自立援助ホーム関連の協議会等に積極的に加わりながら必要な情報を入手したり、要保護児童を支援する学校や保護司、里親等とのつながりを大切にしながら、ホームの専門性のさらなる発揮・地域貢献を目指して取り組んでいる。</p> <p>○「利用者本位の暮らしを保障し、社会的自立に向けて丁寧な個別支援を行っている」 ホームでは開設当初から就労・就学に限らず利用者の個別状況やニーズに沿って、さまざまな支援の選択肢を用意して人間関係の広がりや、自立した生活を獲得する支援を行っている。利用者の人権と安心・安全な生活の提供に心がけ、それが援助の基本として開設から受けつがれている他、自立に向けた計画は、目標値を仕事、生活、金銭管理、学校面などの項目で子どもと共に定め、実践を積み重ねている</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>●「組織体制や職務分掌、職務権限の範囲等を明示した事業計画書を新たに作成し、ホーム運営を組織的に展開するための基盤を整備していくことが期待される」 月2回の職員会議では多くの時間をかけて子ども一人ひとりの具体的な支援方法について検討を重ねており、適した支援となるように努めている。一方で、ホーム運営を計画的に進めるための基盤が十分確立されていない状況が改善が急務である。今後は、年度当初に事業計画書を立案して年間の重点目標や組織体制、各職員の職務分掌、職務権限の範囲、年間スケジュール等を明示するとともに、年度途中で目標の達成状況等の振り返りを行って課題を明らかにし、年度内の解決を目指す等、一連のしくみを整備して円滑な運営に取り組んでいくことが期待される。</p> <p>●「ホームが提供している自立支援の質の確保のために、業務の標準化に向けた取り組みの充実が望まれる」 ホームが提供している自立支援について、標準的な業務の実施方法を明確に示したものを十分備えていない状況がうかがえる。基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、福祉サービスの実施時の留意点や利用者のプライバシーへの配慮、権利擁護の遵守、設備等の事業所の環境に応じた業務手順も含まれ、支援全般にわたって定めていくことが望まれる。現在、職員間の良好なチームワークが維持された中で個別支援にあたっているため、今まで蓄積してきた援助内容を文書化したり、領域ごとに区分して業務全体を体系化する取り組みが期待される。</p>
-----	--

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント	<p>この度、初めて第三者評価を受審するにあたり、兼ねてより職員間で危惧していた法人運営の具体的な問題点がより明確にされたこと、またホーム運営においては具体的な改善点や課題をご指摘いただいたことを真摯(しんしん)に受け止めて、今後さらなる質の向上を目指してチームワークを大切にしながら、具体的に話し合いや協議を重ねて遂行したいと思えます。近年、自立援助ホームは国の措置費が増額されて安心安全な暮らしの保障を実現できるのも見えてきました。しかしながら、膨大な業務を少ない人数でこなしている現状もあり、その原因も今回の受審を通して改めて実感しました。これまで樹の下ホームが大切にしてきた他団体や地域とのつながり、社会資源の確保と開拓を継続しながら、時代の変化とニーズに合わせて支援の可能性を広げること、また多くの企業や事業所が既に取り組んでいるSDGsを樹の下ホームでも事業計画に明文化して盛り込んでいけたらと考えています。</p>
---------------------	--

第三者評価結果（自立援助ホーム）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
・ホームの基本理念を事務室に掲示している他、子どもに対しては入居時に、自立に向かう努力を精一杯支えること等を伝えている。なお、基本理念や基本方針の内容が職員や子どもにわかりやすいものとなっていないため、新たにキャッチフレーズを用意する等、共有しやすく工夫し、各所に表示していくことが期待される。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
・自立援助ホームをめぐる法改正や制度の動向、県内のホーム長会への参加や関係団体の役員としての行動、各種研修や現場見学等を通してタイムリーな情報を入手し、ホーム運営の参考にしている。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c
【コメント】	
・ホーム運営上の課題が明確になっている一方で、具体的な取り組みを進めるための決裁のしつこさが十分機能していない状況は改善が急務である。法人とホームそれぞれの決裁権限を明確に定め、スムーズに意思決定できる体制を整えていくことが望まれる。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
【コメント】	
・ここ数年間、法人の総会が未開催となっており、事業計画書や収支予算書が未承認のまま運営されている状況となっている。至急、総会を開催してそれぞれ承認するとともに、今後の法人運営やホーム運営についてスケジュールを立て、計画的に進めていくことが求められる。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
【コメント】	
・単年度の事業計画書を作成するにあたっては、ホームの理念や基本方針を冒頭に掲げるとともに、重点目標や組織図、職務分掌、子どもの就労・就学支援、生活支援、地域連携、職員育成、リスクマネジメント等、項目を定めてとりまとめることが期待される。今後、ホーム運営と子どもの自立支援が年間を通して事業計画書に基づき行うようにすることが望まれる。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
【コメント】	
・ホーム運営は、事業計画書や収支予算書に基づく形ではなく、月2回の職員会議で子どもの一人ひとりのケース検討をはじめ、定例議題を設定して話し合いながら進めている。今後は、実施状況を評価できる指標や実施時期等を明確に示した事業計画書を作成し、職員会議で進行管理しながら運営していくことが期待される。	
② 7 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】	
・単年度の事業計画書が作成された後に、その内容を子どもへどのように周知するかについてや、どの内容を伝えるのか等について検討・決定し、子どもの理解を促す取り組みを定着させていくことが望まれる。	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】	
・月2回の職員会議等で話し合いながら、子ども一人ひとりに適した支援について検討を重ねている。加えて今年度、第三者評価を初めて受審し、質の向上に結びつけることを目指して取り組んでいる。	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】	
・第三者評価を受審して得られた利用者調査結果や職員自己評価結果、評価結果報告書等を基礎に、今後、優先的に取り組むべき事柄を抽出して改善計画書を作成し、達成に向けて進行管理しながら着実に実行していくことが期待される。	

II 施設の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 ・ホーム長は職員会議や日頃の各職員とのコミュニケーションを通して自らの役割や責任について説明しながらホーム全体をリードしている。なお、現在のところ職務分掌表が未作成となっているため、今後、ホーム長と副ホーム長、指導員、非常勤職員それぞれの職務範囲や役割について明示し、職員間で共有していくことが期待される。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 ・ホーム長は関係団体の役員を務めており、自立援助ホームをめぐる法改正や制度変更等の最新の情報を入手しつつ、遵守すべき法令等について職員へ周知している。また、子どもへの関わり方で気になる事例が浮上した際は県へ伝える等、透明性を高めている。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 ・ホーム長は開設当初から勤務し支援実践を積み重ねてきている。子ども一人ひとりの特性や支援ニーズ、希望等に基づき、適した支援となるためにホーム内のみならず、外部の関係機関や関係団体等とも連携しながら体制を整えている。	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 ・少数の職員体制の中で職員が働きやすい職場となるように、それぞれの職員の要望等を把握しながら調整し、負担が蓄積しないように努めている。なお、就業規則が未作成となっていることや時間外労働の把握等の労務管理方法が不明瞭となっていることについて、さらに整備していくことが期待される。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 ・職員の平均在職年数が約8年と安定した職員体制が維持されている。なお、予算的にはもう1名増員することも可能となっている一方、ホームが必要とする人員体制・人員確保についての計画がないため、今後、作成して採用につなげていくことが望まれる。	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	c
【コメント】 ・人材確保の採用基準を策定する際に、期待する職員像を明示して職員と共有する取り組みが定着している。一方、ホームが定める基準に基づいて職員一人ひとりの業務遂行状況を評価し、昇進や昇給・賞与等に反映する一連の人事考課のしくみは導入されていない。	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	c
【コメント】 ・働きやすい職場づくりとなるように努めている一方で、労働条件の抛り所となる就業規則や給与規程等が未作成となっている状況は改善が急務である。今後、ホームの職員規模に適した規則や規程を作成し、それらに基づく形で運営していくことが求められる。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【コメント】 ・職員間で業務の振り返りの場を設けることにより、現状を把握しながら育成に取り組んでいる。なお、定期的に育成面談を行う等、職員個人に焦点をあてたしくみを整備し、育成を図っていくことが期待される。	
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】 ・年度初めに職員の研修計画を作成するしくみは確立されていない一方、職員が受講した研修について報告書にまとめて提出したり、職員会議等の機会に共有する等により、学びの成果をホーム運営へ反映できるように取り組んでいる。	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
【コメント】 ・新任職員についてはOJTとしてレポートの提出と面談を実施する等、一連のしくみのなかで必要なスキルが着実に身につくように取り組んでいる。また、外部研修の受講については、勤務シフトの関係などで日程が合わず、難しい場面もみられている。なお、スーパービジョン体制については、今後、外部のスーパーバイザーに依頼して学びの機会を確保していくことが期待される。	

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】 ・実習生の受け入れ実績はない一方で、職員が実習指導者の研修を受講する等、受け入れに向けた整備を進めている。さらに、オリエンテーション実施から実習終了までの一連の流れに基づきマニュアルを作成していくことが望まれる。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】 ・ホームページやSNS、機関誌等により、地域社会に向けてホームの取り組みを情報提供している。なお、それらの情報は子どもの支援に関する内容が多い一方で、今年度、第三者評価を受審して結果の公表を予定する等、運営に関する現状についても積極的に公開することで透明性を高めていくことを目指している。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	c
【コメント】 ・行政による監査を受けている一方で、法人としては数年間、監事が不在となっていることや、総会が未開催であること、理事会の議事録が未作成であること等の状況は改善が急務である。至急、監事の適任者を配置し、定款に基づく適切な法人運営につなげられたい。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】 ・子どもが日々の生活場面や通学、就労を通して地域のさまざまな人々と交流できるように支援を進めている。ホームとしても子ども食堂や保護司会、民生委員、各種イベントへの参加、居場所事業との交流等、多岐にわたり地域とのつながり構築に努めている。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 ・これまで支援ニーズ等に応じて学習支援と食事作りについてボランティアの協力を得ており、誓約書の提出を始め、一連の流れで受け入れている。なお、ボランティア受け入れの基本姿勢は明示されていないため、事業計画書に盛り込んだり、受け入れマニュアルに示す等の取り組みが期待される。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】 ・開設当初から支援団体をカテゴリー別に分けたファイルを用意し、就労・就学・学習・当事者の居場所・振袖前撮り支援・アフターケア事業所等とつながるように取り組んでいる。また、進学先についても積極的に情報収集しており、多様な選択肢があることを子どもへ伝えられるように備えている。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】 ・市の要保護児童対策地域協議会への出席や関係機関が開催する会合や交流の機会にボランティアとして参加する等により、他の団体の代表者と意見交換を行っている。また、地域の保護司や里親からの相談にも応じるなかで地域の福祉ニーズ等を把握している。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】 ・地域の中高校生や若者の居場所作りの必要性を認識し、居場所事業のリサーチや関連する研修への参加、現場見学等を進めて具体的な計画を立案している段階となっている。引き続き実現を目指して取り組んでいくことが期待される。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】 ・基本理念や基本方針のなかに児童憲章や児童福祉法、子どもの権利条約の趣旨・精神にそって養育すること等を明示して取り組んでいる。なお、職員行動規範等、実際に職員が遵守すべき事項を具体的に示したものは未作成となっているため、今後、用意して共通理解を深めていくことが望まれる。		
②	29 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
【コメント】 ・子どもの居室は自分で鍵を管理できる構造とする等、プライバシーが守られるようにしている他、私的な話をする際には他の子どもに聞かれないように別室で行う等、十分な配慮に努めている。今後はホームとしての取り組みをプライバシー保護に関するマニュアルを作成していくことが期待される。		

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 ・一時保護委託から正式な入居となるケースもある中で、入居にあたり基本的なホームの紹介とパンフレットの配布、利用契約書に基づく説明などを通して本人が知りたい情報も含めて伝え、十分な理解が深まるように取り組んでいる。		
②	31 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】 ・サービス内容の変更について、例えば、入居者負担の利用料を撤廃することを決定した際には子どもにその旨を説明し、支払い済みの利用料の返還や相互確認を行う等で、十分な理解が進むように努めている。		
③	32 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】 ・退居にむけて、多くの選択肢を用意することで自らの道を子ども自身が選ぶことができるように取り組んでいる。また、退居前の準備や自立後の地域資源の情報提供、退居後の個別相談に応じる等、継続した支援を進めている。		
(3) 利用者の満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 ・子どもの満足度を把握するしくみは用意されていない一方で、日頃の関わりの場面等を通して子ども一人ひとりの意向把握に努めて職員会議で検討したり、子ども会議やホーム会議（職員と入居者全員で実施）を開催する等により、意向の把握に取り組んでいる。		
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】 ・苦情解決のしくみが整備されていない状況がうかがえる。今後、ホーム内の苦情体制をはじめ、透明性を高めるために第三者委員を委嘱する等、ホームとして子どもから寄せられた苦情が寄せられた場合に一定のプロセスを経て解決に至る流れを明確に定めていくことが期待される。		
②	35 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a
【コメント】 ・職員以外に相談できる機会として、数年前に県内での有志の弁護士との相談巡回に申し込み、相談できることを周知している。また、ホーム内の掲示板に相談できる場所が複数あることを示し、子どもの理解が進むように取り組んでいる。		
③	36 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】 ・意見箱を設置したり、適宜、ホーム会議や面談を行う等により、子どもからの相談や意見に対応している。なお、今後は相談対応マニュアルを作成してホームとしての相談方法をフローチャート図等を用意して明確にするとともに、定期的に見直すことで適切な対応となるように努めていくことが期待される。		
(5) 安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】 ・交換研修や外部研修を通して、子どもの安全・安心につながる取り組みについて学ぶとともに、ホーム内で発生した事故を職員会議等の機会に検証し再発防止に努めている。なお、想定されるリスク全般を把握し、それぞれについての対応方法を明確にした危機管理マニュアルは未作成となっているため、今後、整備していくことが期待される。		
②	38 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 ・感染症が発生した際の対応については、県のマニュアルに基づき対応することを原則に進めている。なお、感染症について職員が学ぶ機会が用意されていないため、感染症がまん延する時期が近づいた際に、外部講師を招いた研修を企画する等、具体的な取り組みが望まれる。		
③	39 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に進めている。	c
【コメント】 ・災害対策として、食糧の備蓄やヘルメット等の備品を用意している一方、定期的な避難訓練やBCPの作成等が滞っている状況がうかがえる。今後、事業計画書に災害対策の重点項目や年間の実施スケジュール等を盛り込む等により、計画的に進めていくことが期待される。		

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが実施されている。	c
【コメント】 ・標準的な実施方法について文章化がなされていない。個別的な援助計画に基づいた支援は職員の話し合いでなされているものの、標準的な実施方法に沿った福祉サービスが実施されているか確認するしくみの導入が期待される。		

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
【コメント】 ・福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織的に取り決められていない。自立支援計画は必要に応じて利用者と職員で意見を話し合っって見直しを行っているものの、福祉サービスの質に関する職員の共通認識を育て、PDCAサイクルによる検討が組織として継続的に行われるためのしくみづくりが望まれる。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】 ・体験入所時のアセスメントシートを元に、年に1回の自立に向けた目標値（自立支援計画）を子どもと職員と共に作成して個人用にファイルし、職員はいつでも確認できるようにしている。今後は、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセス手順が文章として規定されることが望まれる。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	c
【コメント】 ・支援計画からかけ離れた状況が生じた場合は、本人の意向を確認しながら適宜に見直しと職員間で情報を共有している。しかし、定期的に計画の見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的なしくみを定めて実施することが期待される。		
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
①	44 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】 ・子どもの身体状況や生活の様子はフォーマット化された業務日誌に勤務者がパソコンに入力している。記録は利用者の個別欄、連絡事項欄に必要な内容を記録するようになっていて、勤務交代の際に30分から1時間程度の引継ぎ時間で情報を共有している。日々の記録と職員間の情報共有が適切に行われており、自立支援計画に基づくサービスが実施されている。		
②	45 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】 ・子どもの個人情報に関する記録類は鍵付きの書庫に保管されている。個人情報の入力されたパソコンはパスワード管理がなされ、外部持ち出しが禁止されている。非常勤職員には限定した情報を渡すようにしている。職員には機密保持の誓約書を採用時と退職時に取り交わしている。今後は、個人情報の保護規程の作成と職員向けの教育と研修が望まれる。また、利用者に対して個人情報の取り扱い説明と同意確認の流れについても整備していくことが期待される。		

内容評価基準（24項目）

A-1 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援

(1) 利用者の尊重	第三者 評価結果	
①	A1 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。	a
【コメント】 ・入所前の見学申し込みにはその都度対応し、体験入所の機会を設けて利用者がホームの生活を理解したうえで入所できるように配慮している。また、12項目の利用契約書で生活状況や約束事を丁寧に説明し、子ども自身の自己決定権を尊重した対応に心がけている。		
②	A2 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
【コメント】 ・利用者本位の福祉サービスと権利擁護を事業所運営の基本に据えて、月2回の職員会議の場やミーティングで、常に子どもの様子を職員間で共有し問題の早期発見と改善に努めている。一方、権利擁護に関する規定・マニュアルが整備されておらず、規定・マニュアルに基づいた業務点検や更なるサービス向上を図っていくことが望まれる。		
③	A3 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。	b
【コメント】 ・子どもの心情を理解し、食事や散歩などの個別の時間を通じて信頼関係や自己肯定感を取り戻していけるように支援している。また、利用者同士の関わりや、地域の一人としてのボランティア活動などを通じて他者への心遣いや他者の立場に配慮する心が育まれるように支援している。		
④	A4 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしている。	a
【コメント】 ・保護者の不適切な養育を理由に家庭から入所する子ども等もいるため、職員は利用者により寄り添いながら、自分自身で家族の関係を整理できるように見守っている。また、利用者から気持ちの整理に関する援助の希望があった場合は、児童相談所と相談の上対応している。		
(2) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A5 利用者に対する不適切なかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】 ・子どもへの権利侵害を防ぐための就業規則や虐待防止マニュアル等の整備と職員の研修計画作成と実施はこれからの課題である。一方、権利侵害が発生した場合の事実確認を行い、事故報告書を所管庁に提出して指示を仰ぐ体制をとっている。また、自傷行為の予防として、自分を守るための相談先の情報やコンパスナビをリビングルームに張り出して紹介している。		
(3) 主体性、自立性を尊重した日常生活		
①	A6 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。	a
【コメント】		

<p>・職員は子どもの自己決定の重要性を認識して、目標実現のために主体的に活動していけるように援助している。また、子どもの興味や趣味に合わせて、自主的な活動が出来るように配慮し、外部の文化・スポーツ活動への参加や習い事を積極的に進めている。</p>	
<p>(4) 支援の継続性とアフターケア</p>	
①	A7 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。
<p>【コメント】</p> <p>・個々の事情を考慮した退所後の生活や経済的自立計画を入念に立てて、リビングケアを行ってから退所を進めている。退所にあたっては本人の意向を尊重して、児童相談所やハローワーク、支援団体などの協力を仰いで決定している。また、退所後の継続した支援も利用者にも案内している。</p>	
②	A8 利用者が安定した社会生活を送ることができるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。
<p>【コメント】</p> <p>・退所後はLINEを活用した定期的連絡や、訪問して生活状況の把握に努め、助言を行っているが、十分な支援体制が取れていないことが課題となっている。引き続き、地域で暮らす社会的養護経験者のために、今後の支援体制づくりに期待したい。</p>	

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本		第三者 評価結果
①	A9 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>・職員の在職年数は平均8年と長く、その援助姿勢は「利用者理解と主体性尊重」に重きを置いている。実際に子どもの職員への信頼感が高い状況がうかがえる。職員は子どもと共に生活を送りながら安心感、安全感、満足感につながる環境を捻出することに努めている。</p>		
②	A10 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>・利用希望者には「働きながら自立を目指す」対象者に限定せず、支援が必要な事情に応じて幅広く受け入れて、高校進学や進級をあきらめることがないように臨んでいる。また、お金の使い方や門限を守れないなど、生活援助が必要な場合は貯金額を設定してお小遣いを管理する等、子どもと話し合ったうえで生活訓練を行う場合もある。</p>		
③	A11 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にし、利用者が自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>【コメント】</p> <p>・職員は必要以上の指示や制止は慎み、子どもが自らやらなければならないことや当然にできることについては自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。また、つまずきや失敗体験を大切に、子どもが主体的に問題を解決して自己の成長を実感できるように心がけている。</p>		
④	A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。	b
<p>【コメント】</p> <p>・子どもと職員の信頼関係を基盤に、穏やかで安全と快適性に配慮された生活を提供している。事業所の建物は静かな住宅地に立つ日当たりのよい3階建て住宅で、子どもの個室は明るく居心地が良い。そのような環境の中で、子ども食堂ボランティアにも参加して地域で暮らす一員として社会規範や生活技術を習得する機会も設けられている。</p>		
(2) 食生活		第三者 評価結果
①	A13 バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。	a
<p>【コメント】</p> <p>・食堂は両側の日当たりのよい約11帖のリビングルームにあり、内部改装と備品の更新により衛生的で安心感をもって食事ができる環境となっている。壁面掲示板には利用者個々の生活予定表と職員の勤務表が掲示されている。子どもの学校や就労状況に応じて生活時間に合わせた食事の提供が必要であり、自分で温めて食事を摂ることもある。自由に使える食材を大型冷蔵庫内に用意しており、昼食時間帯を活用して技能習得も可能である。</p>		
(3) 衣生活		第三者 評価結果
①	A14 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。	a
<p>【コメント】</p> <p>・衣類の購入や保管・整理は自己管理とし、常に清潔で年齢に応じた、TPOにふさわしい服装選びができるように助言している。化粧や髪型などのおしゃれは、自己表現の手段として個性が尊重されるように極力見守っている。</p>		
(4) 住生活		第三者 評価結果
①	A15 居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適性に配慮したものとしている。	a
<p>【コメント】</p> <p>・ホームの建物は開所以来11年経過している。内外装ともに改修が施され、壁の張替えや床のれみ修理などを計画的に進め、子どもが帰るとホッとできる家庭的な空間が用意されている。居室は6畳以上の南向きの個室が用意され、廊下などの共有スペースは清掃が行き届いて清潔感が漂っており、子どもにとって「自分が大切にされている」と感じられ、安心して自己肯定感を育む環境づくりがなされている。</p>		
(5) 健康管理		第三者 評価結果
①	A16 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。	b
<p>【コメント】</p> <p>・心身の健康（清潔、病気、安全などの事故防止等）は子どもの健全な生活の基本であるため、職員は利用者の健康状態や睡眠、食事などの生活状況の把握に努めている。「子ども健診記録」として通院歴や学校での健診記録、服薬記録などを整えている。併せて、業務日誌に記録して職員間で共有している。なお、健康管理マニュアルや緊急時対応マニュアルの整備により更なる安心・安全な暮らしの提供に期待したい。</p>		

(6) 性に関する教育	第三者 評価結果
① A17 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
【コメント】 ・SNSや交友関係で危険な性知識や誘惑が氾濫していることに鑑み、子どもの疑問や不安の相談に応じている。なお、正しい性知識を身につけられるように、他機関（自立援助ホームや児童養護施設、NPOなどの支援機関）の先駆的な実践例を学び、外部講師を招聘して性教育を実施し、性教育マニュアルの作成等を進めていくことが期待される。	
(7) 行動上の問題への対応	第三者 評価結果
② A18 利用者の暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。	b
【コメント】 ・ケアニーズの高い子どもが増えて、特別な配慮と個別的援助が求められている一方で、職員の専門性を発揮して利用者の行動上の問題に対応できるように職員研修を積むことや、職員の精神的ダメージを予防するための取り組みの充実等が望まれる。	
(8) 心理的ケア	第三者 評価結果
① A19 心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。	b
【コメント】 ・虐待体験、分離体験などによる心理的ケアが必要な子どもについては、児童相談所からの情報等で把握しているが、ケア体制を整えるまで至っていない。加えて、退所後についてもトラウマに向き合えるように関係機関と連携して支援していくことが期待される。	
(9) 社会生活支援（進路支援、社会経験等）	第三者 評価結果
① A20 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】 ・進路の自己決定ができるように必要な資料を収集して、判断材料を提供している。就学者自立生活支援事業、児童自立生活援助事業、各種奨学金などの活用できる仕組みや経済的援助についての情報を提供して、安心して希望通りの進路選択が実現できるように支援している。	
② A21 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】 ・進学を希望している子どもや在学中の子どもが落ち着いて勉強できる個室や教材など、学習のための環境づくりに配慮して支援体制を整えている。また、学習支援を希望する子どもには所属学校と連携した援助、学習塾からの援助、近隣の自立援助ホームの大学受験学習に参加する等の支援を進めている。	
③ A22 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。	a
【コメント】 ・就労に向けて子どもと一緒に仕事探しを行い、履歴書の書き方や面接の練習など、就職活動に必要な支援を行っている。また、社会的自立を支援している団体の協力を仰ぎ、就労が継続するように支援している。	
④ A23 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	a
【コメント】 ・子どもが経済的観念を身につけることができるように、生活態度や貯金の状況、金銭感覚などを勘案して、子どもとの合意の下で、お小遣いを職員が管理して、使い方のシミュレーション等を行っている。	
(10) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① A24 本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。	a
【コメント】 ・家族との関係調整については、ホームの入所理由を考慮して、子どもの最善の利益を念頭に、子どもの意向を尊重した対応に心がけている。必要に応じて、児童相談所と連携して、子どもに寄り添った支援を行っている。	